

宇治市地域福祉計画推進会議設置要項

(目的及び設置)

第1条 宇治市地域福祉計画に基づく住民主体の福祉のまちづくりの推進を図るため、宇治市地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 宇治市地域福祉計画の進行管理に関する事。
- (2) 宇治市地域福祉計画の推進及び見直しに関する事。
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表の宇治市職員で組織する。

(議長)

第4条 推進会議に、議長を置く。

- 2 議長は、福祉子ども部地域福祉課長をもって充てる。
- 3 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集し、主宰する。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めたときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉子ども部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の会議を経て議長が定める。

附 則

この要項は、平成16年12月24日から施行する

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する

附 則

この要項は、令和 2年4月1日から施行する

附 則

この要項は、令和 3年4月1日から施行する

(別表)

議長	福祉こども部地域福祉課長	
職務代理	健康長寿部健康づくり推進課長	
委員	18人	
福祉こども部	4人	地域福祉課長
		障害福祉課長
		こども福祉課長
		保健推進課長
健康長寿部	2人	長寿生きがい課長
		健康づくり推進課長
危機管理室	1人	危機管理室長
政策経営部	1人	経営戦略課長
総務部	1人	総務課長
産業地域振興部	1人	自治振興課長
人権環境部	2人	人権啓発課長
		男女共同参画課長
建設部	1人	道路建設課長
都市整備部	2人	公園緑地課長
		交通政策課長
教育部	3人	生涯学習課長 兼 生涯学習センター所長
		教育支援センター学校教育課長
		教育支援センター教育支援課長